## 瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧		
第1条から第9条 略		第1条から第9条 略		
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事項	1件あたりの	手数料を徴収する事項	1件あたりの	
略	手数料金額 略	略	手数料金額略	
戸籍の謄抄本又は戸籍証明書	,,	戸籍の謄本又は抄本	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
<u>户籍切储抄本义</u> (4户精证明音	<u>450円</u>	戸籍の諸本文は抄本	<u>450円</u> 450円	
戸籍電子証明書提供用識別符	400円	/ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	430 🗍	
号(地方公共団体の手数料の	40011			
標準に関する政令に規定する				
総務省令で定める金額等を定				
める省令(平成12年自治省令				
第5号)第1条の2に該当する場				
合又は同一事項の戸籍証明書				
と同時に請求する場合は手数				
料を徴収しない。)				
除籍の謄抄本又は除籍証明書	750円	除籍の謄本又は抄本	750円	
		除籍の記録事項の証明	750円	
除籍電子証明書提供用識別符	<u>700円</u>			
号(地方公共団体の手数料の				
標準に関する政令に規定する				
総務省令で定める金額等を定				
める省令第1条の2に該当する				
場合又は同一事項の除籍証明				
書と同時に請求する場合は手				
数料を徴収しない。)				
略	略	略	略	
届出若しくは申請の受理、届	350円	届出、申請の受理又は届書そ	350円	
書その他の書類の記載事項又		の他の書類の記載事項の証		
は電子化された届書等情報の		<u>明</u>		
内容の証明				
略	略	略	略	
届書その他の書類又は電子化	350円	届書その他の書類の閲覧	350円	

			=== (	
略	略		略	略
示したものの閲覧				
された届書等情報の内容を表		ĺ		

別表第2(第5条関係)

戸籍の謄抄本又は戸籍証明書

<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 除籍の謄抄本又は除籍証明書

除籍電子証明書提供用識別符号

略

届出若しくは申請の受理、届書その他の書類 の記載事項又は電子化された届書等情報の 内容の証明

略

<u>附 則</u>

この条例は、公布の日から施行する。

別表第2(第5条関係)

戸籍の謄本又は抄本

戸籍の記録事項の証明

除籍の謄本又は抄本

除籍の記録事項の証明

略

届出、申請の受理又は届書その他の書類の記 載事項の証明

略